

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年1月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年1月17日 17時20分ごろ
発生場所	京都府京丹後市久見浜湾北方沖 捨ヶ鼻灯台から真方位028° 7.4海里付近 (概位 北緯35° 46.1′ 東経134° 55.4′)
インシデントの概要	プレジャーボートSea Hunterは、漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年1月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Sea Hunter、5トン未満（長さ6.8m）
船舶番号、船舶所有者等	291-35001兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、漂流中、主機を始動しようとしたところ、始動できなかった。 船長は、携帯電話で118番通報と友人の船に連絡した。 本船は、海上保安庁から救助依頼を受けた公益社団法人水難救済会所属船によりえい航が開始され、その後友人の船に引き継がれ、兵庫県豊岡市津居山港に到着した。 本船は、入港後、機関整備業者による点検の結果、セルモータの内部に発生した汚れ等により、整流用ブラシの動きが鈍くなっていたことが判明した。
分析	本船は、漂流後、セルモータの整流用ブラシの動きが鈍くなってセルモータが回らなくなったことから、主機を始動することができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、漂流後、セルモータの整流用ブラシの動きが鈍くなってセルモータが回らなくなったため、主機を始動することができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・セルモータは、定期的に点検すること。